

議案第 1 2 号

条例，規則等の取扱いについて

新市の条例，規則等の取扱いは，次のとおりとする。

平成 1 6 年 3 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

宇都宮市の条例，規則等を適用する。ただし，事務事業の取扱い等についての調整結果を踏まえ，条例，規則等の新規制定，一部改正等が必要なものについては，所要の措置を行うものとする。

協定項目	条例，規則等の取扱い				所管専門部会名	総務専門部会		
調整の方向性	宇都宮市の条例，規則等を適用する。ただし，事務事業の取扱い等についての調整結果を踏まえ，条例，規則等の新規制定，一部改正等が必要なものについては，所要の措置を行うものとする。							
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応								
宇 都 宮 市		上 三 川 町		上 河 内 町		河 内 町	備 考	
1 条例数	2 5 0	1 条例数	1 7 0	1 条例数	1 8 2	1 条例数	1 3 5	平成15年4月1日現在
2 規則数	3 2 7	2 規則数	1 8 3	2 規則数	2 1 9	2 規則数	1 5 0	
3 訓令数	1 4 4	3 訓令数	4 0	3 訓令数	1 6 1	3 訓令数	6 4	
4 告示要綱数	1 3 8	4 告示要綱数	2 8	4 告示要綱数	2 8	4 告示要綱数	8 0	

条例，規則等の取扱い

(1) 先進事例

ア さいたま市の例（平成 13 年 5 月 1 日合併 新設 3 市）

条例・規則については，各協議項目の調整方針に基づき統一を図り，新市における事務事業に支障きたさぬよう，整備するものとする。

イ 福山市の例（平成 15 年 2 月 3 日合併 編入 1 市 1 町）

福山市の条例及び規則を適用するものとする。ただし，各種協議事項等の調整方針と関係する条例及び規則については，その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。

ウ 静岡市の例（平成 15 年 4 月 1 日合併 新設 2 市）

各協議項目の協議結果を踏まえて統一を図り，新市の事務事業が円滑に執行できるよう新設整備するものとする。

エ 秋田市の例（平成 17 年 1 月 11 日合併予定 編入 1 市 2 町）

秋田市の条例，規則等を適用する。ただし，各種事業等の調整方針と関係する条例，規則等については，その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。

オ 前橋市の例（平成 16 年 12 月 5 日合併予定 編入 1 市 1 町 2 村）

前橋市の条例，規則等を適用する。ただし，事務事業の取扱い等の協議結果を踏まえ，合併と同時に所要の改正等を行うものとする。

カ 甲府市の例（期日未定 編入 1 市 1 町 2 村）

甲府市の条例及び規則を適用する。ただし，必要に応じて所要の改正等を行う。

キ 長野市の例（平成 17 年 3 月合併予定 編入 1 市 1 町）

長野市の条例，規則等を適用するものとする。ただし，各種行政制度・事務事業の調整内容を踏まえ，条例，規則等の新規制定，一部改正等を行うものとする。

ク 岐阜市の例（平成 17 年 3 月合併予定 編入 2 市 4 町）

岐阜市の条例・規則等を適用するものとする。ただし，各種事務事業等の調整方針と関係する条例・規則等については，その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。

ケ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併予定 編入 1 市 5 町）

鹿児島市の条例，規則等を適用する。ただし，各種事務事業の調整内容を踏まえ，条例，規則等の新規制定，一部改正等が必要なものについては，所要の措置を行うものとする。

（２）関係法令

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 2 条 略

2 普通地方公共団体は，地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3 ～ 17 略

第 14 条 普通地方公共団体は，法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し，条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は，義務を課し，又は権利を制限するには，法令に特別の定めがある場合を除くほか，条例によらなければならない。

3 略

第 15 条 普通地方公共団体の長は，法令に違反しない限りにおいて，その権限に属する事務に関し，規則を制定することができる。

2 略